北本市公告第２６号

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項の規定により公告する。なお、本公告に記載のない事項については北本市制限付一般競争入札実施要綱（平成２５年６月２０日市長決裁）の規定によるものとする。

令和８年８月２８日

北本市長　三　宮　幸　雄

１　入札に付する事項

⑴　件名

令和８年度情報系端末一式賃貸借

⑵　場所

北本市役所

⑶　業務内容

仕様書による。

⑶　賃貸借期間

令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日まで

⑸　予定価格

入札執行後に公表する。

２　入札の参加資格に関する事項

⑴　単体の企業であること。

⑵　施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている

者は、この限りでない。

⑷　本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２０年告示第３９号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

⑸　本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成３０年告示第２６９号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

⑹　本件入札の公告の日の前日において、令和７・８年度北本市物品納入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、「業種：賃貸」「大分類：ＯＡ機器・用品」「小分類：パソコン（付属品含む）」で登載されている者であること。

３　入札の参加手続等

⑴　本件入札に参加を希望する者は、令和８年８月２８日（金）午前９時から令和８年９月１４日（月）午後４時までの期間内（ただし、電子入札システムが稼動していない時間は除く。）に、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出するものとする。

⑵　電子入札の導入準備中である場合又は社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、紙入札参加承認申請書（市が指定する書式）を、令和８年８月２８日（金）から令和８年９月１４日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）に北本市政策推進部財政課契約・検査担当へ提出すること。

４　仕様書等

⑴　仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）は、入札情報公開システムからダウンロードし、必ず確認をすること。

⑵　質疑等

仕様書等に関する質疑は、次のとおり質問書を提出すること。

ア　提出先

北本市政策推進部財政課契約・検査担当

（メールアドレス　compe-bid@city.kitamoto.lg.jp）

イ　受付期間

令和８年８月２８日（金）午前９時から令和８年９月９日（水）午後４時まで

ウ　質疑に対する回答

質疑に対する回答は、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに、令和８年９月１１日（金）午後５時までに提示する。

5　現場説明会

開催しない。

6　入札書提出期間及び開札について

⑴　入札書提出期間

令和８年９月１５日（火）午前９時から令和８年９月２４日（木）午後３時まで（ただし、電子入札システムが稼動していない時間を除く。）

⑵　開札について

ア　日時

令和８年９月２５日（金）午前９時４０分

イ　場所

北本市役所　会議室３－Ｅ

ウ　立会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。立会いを希望する場合は、開札日前日の午後４時までに北本市政策推進部財政課契約・検査担当に連絡すること。

7　入札方法等

⑴　入札参加申込者の確認

電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者及び資格者名簿に登載されなかった者又は資格者名簿から抹消された者は、入札に参加できない。

⑵　入札書に記載する金額

入札参加者は、北本市契約規則（平成９年規則第１１号）、北本市制限付一般競争入札実施要綱、仕様書等を熟知の上、総額により入札しなければならない。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　提出書類

入札時に、入札書とともに入札金額見積内訳書（市が指定する書式）を入札情報公開システムからダウンロードして提出すること。なお、入札金額見積内訳書のファイル名は、必ず会社名を付記したものとすること。

⑷　入札の辞退

競争参加資格確認申請後においても、入札書提出前までは、入札を辞退することができる。なお、入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退の手続きを行うこと。また、入札書提出締切予定日時において、入札書が電子入札システムのサーバーに未着の入札参加者は、辞退したものとみなす。

⑸　独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

⑹　その他

一度提出した入札書は訂正又は撤回をすることができない。

８　落札候補者の決定

⑴　入札の開札においては、落札者を定めず、予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者（以下「落札候補者」という。）とする。この場合において、同価の入札をした者が２者以上あるときは、その者を同順位とする。

⑵　⑴において、落札候補者となるべき者が２者以上あるときは電子入札システムの電子くじを利用して順位を決定する。

９　入札参加資格の審査等

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

⑴　提出書類

入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を入札情報公開システムからダウンロードし、提出すること。

⑵　提出方法等

ア　提出期限

令和８年９月３０日（水）午後４時

イ　提出場所

北本市政策推進部財政課契約・検査担当

ウ　提出方法

持参又は郵送により提出すること。

⑶　落札候補者が提出期限内に確認資料を提出しないときは、当該落札候補者は、参加資格がないものとする。

⑷　入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適格通知書（以下「不適格通知書」という。）により通知する。

⑸　不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日を含め、３日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）にその理由について書面で説明を求めることができる。

⑹　提出された確認資料は、返却しない。

⑺　不適格通知書を受け、その理由について説明を求めた結果については、下記１０の事務の執行を妨げないものとする。

10　落札者の決定等

⑴　落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、その結果、当該入札の参加資格を有していると確認した場合には、落札者として決定し、当該書類が提出された日から起算して３日以内（日曜日、土曜日

及び祝日を除く。）にその者に通知する。ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。

⑵　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内において入札をした他の者のうち最低の価格をもって有効な入札をした者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑶　開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内において、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がないときは、再度の入札を行う。ただし、最低制限価格未満の価格をもって入札した者のみのときは、当該入札を終了する。再度の入札を執行する場合は、電子入札システム上で案内する。

⑷　入札執行の回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて２回を限度とする。

⑸　再度の入札の結果、予定価格の制限の範囲内において、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がなかった場合は、施行令１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約できるものとする。ただし、最低制限価格未満の入札をした者は、随意契約には参加できない。

11　入札保証金

免除する（北本市契約規則第７条第１項の規定による。）。

12　契約保証金

免除する（北本市契約規則第２５条第８号の規定による。）。

13　最低制限価格

設定しない。

14　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　電子証明書を不正に利用した者がした入札

⑵　入札参加資格のない者がした入札

⑶　入札金額見積内訳書の提出を要する入札において、当該書類を提出していない者がした入札

⑷　郵便、電報、電話又はファクシミリによる入札

⑸　明らかに連合によると認められる入札

⑹　虚偽の確認資料を提出した者がした入札

⑺　紙入札とした場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア　入札者の押印のない入札書による入札

イ　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に訂正印の押印のない入札書による入札

ウ　押印された印影が明らかでない入札書による入札

エ　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

オ　２通以上の入札書を提出した者がした入札

⑻　その他公告に示す事項に反した者がした入札

15　前金払

なし

16　その他

この入札は、入札に参加する者の数が１者であっても、入札を執行する。

17　問合せ先

北本市政策推進部財政課契約・検査担当

埼玉県北本市本町１丁目１１１番地

直通電話　０４８－５９４－５５１３

代表電話　０４８－５９１－１１１１　内線２２２３

ＦＡＸ　０４８－５９２－５９９７

メールアドレス　compe-bid@city.kitamoto.lg.jp